

【別紙1】ジョブカフェいわて管理運営業務 仕様書

1 趣旨

若年者等を対象に、キャリアカウンセリングを通じたきめ細やかな就職相談の支援をワンストップで行う「ジョブカフェいわて」の管理運営を行うことを通じて、県内の学生・求職者等の県内就職を促進すること。

2 業務内容

(1) 設置場所

岩手県盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル5F

(2) 開館時間

毎週月曜日から土曜日まで（「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）で定める休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く）開館することを基本とするが、開館日及び開館時間については提案事項とする。

また、開館時間中は、不測の事態に対応できる者を必ず1人以上配置すること。

(3) 支援対象者

概ね45歳までの求職者等とする。（45歳以上の支援についても必要に応じて行うこと。）

(4) 運営人員（6人以上）

活動拠点には、次の人員を配置すること。適切な労働環境を確保しつつ、提案内容を実現できるような人員配置とすること。

なお、職名は県と受託者の協議により定めるものとする。

ア 総括リーダー兼キャリアカウンセラー（1人）

若年者等の就業支援に関する知識・経験に加えて、組織管理に関する知識・経験を有する者とする。

イ キャリアカウンセラー（4人以上）

職業能力開発促進法第30条の20に定める厚生労働大臣によるキャリアコンサルタント登録証の交付を受けている者、または厚生労働大臣が認定する講習（※）の課程を修了した者とし、過半数が1年以上の実務経験を有する者とする。

（※） 下記厚生労働省HP「講習一覧（養成講習）」に記載のもの。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/career_consultant01.html

ウ コーディネーター（1人）

施設の維持、管理、事業の企画・運営、受付、施設案内等本業務の履行に必要な業務に対応できる者とする。なお、上記ア又はイの人員で対応することを妨げない。

(5) キャリアカウンセリングの実施

上記(4)ア又はイが実施するものとし、原則として再委託は認めない。

また、利用者をより効果的に就職決定に導くため、自己理解の促進や中長期的なキャリアプランニング形成支援、県内産業及び企業の理解促進に資する取組などを実施すること。

なお、学卒者については、学校卒業までに就職が決まらなかった者及び早期離職者を個別に把握し、支援すること。

(6) 利用者に対する情報提供等

就職活動に係る対策講座や県内企業との交流会など、利用者の就職活動の一助となる情報提

供やセミナー等を実施すること。具体的な内容については、県に協議を行うこと。

(7) 広報

ホームページを管理運営し、必要な更新を行うこと。

その他、あらゆる手段を用いて利用者や保護者等に本業務の内容を周知し、活用を促すこと。

(8) 利用者データベースの構築等

利用者情報管理のため、利用者に関するデータベースを作成すること。また、その際は、県が指定する就職支援システムにより管理すること。

(9) 維持管理

維持管理については、以下のとおりとする。

ア 水道光熱費

すべて本業務により受託者が負担するものとする。

イ 清掃料

受託者が負担するものとし、活動拠点の賃貸人が指定する条件に従うものとする。

(10) 関係機関及び関連事業等との連携

ア 岩手労働局

双方の事業効果を最大限発揮できるよう、岩手労働局と十分に調整を図ること。

また、「総合就業支援拠点における県と国による一体的業務実施に関する協定」に基づき、ジョブカフェいわて（岩手県）及びハローワーク盛岡菜園庁舎（岩手労働局）は「岩手県央総合就業支援拠点」として、求職者に対し一体的・総合的な支援サービスを提供することとしていることに留意し、利用者に機能の境界を意識させないよう、一体感ある運営に特に配慮し、岩手労働局、盛岡公共職業安定所及びハローワーク盛岡菜園庁舎と十分に調整を図ること。

イ 盛岡市

双方の事業効果を最大限発揮できるよう、盛岡市と十分に調整を図ること。

ウ 高等学校、大学、専修学校等

県内の高等学校、大学、専修学校等からキャリア講座やセミナー等の開催、キャリアカウンセリングの実施等について依頼があった場合は、依頼者と協議の上、要望に応じた支援を行うものとする。

なお、実施に当たっては、就職支援ナビゲーター（※）による支援等、国の施策と重複しないよう、十分調整を図ること。

（※）新卒応援ハローワークで新卒者の就職支援を専門とする職業相談員

エ 企業・その他関係機関等

県内企業や関係機関等（経済団体、業界団体及び他の就業支援機関等）と連携を図り、本業務に関する情報提供や協力依頼を通じて、適切な就業支援を行うとともに、活動機会の増加に努めること。

オ 各地域の就業支援拠点等

県内に設置されている地域ジョブカフェ及び各広域振興局等に配置する就業支援員、県内就業・キャリア教育コーディネーターと十分に連携等を図ること。

また、地域ジョブカフェ等の利用者へのキャリアカウンセリングをジョブカフェいわてが行う場合、実施にあたり必要な調整を行うこと。なお、上記(8)の利用者データベースは、県と協議の上定める範囲内で、インターネット経由により各地域ジョブカフェ等に無償で利用されること。

なお、本業務において作成する教材・資料等は、県と協議の上、適宜本業務の経費により各地域ジョブカフェ等に提供すること。

その他、具体的な支援内容については提案事項とする。

(11) 進捗状況の報告

県が本業務の進捗状況等に関して中間報告を求めた場合は、その都度報告すること。

(12) 数値目標

ア キャリアカウンセリング件数

3,000 件

来館、WE B、電話等によるキャリアカウンセリングを対象とする。

イ 利用者数

35,000 人

ウ 就職決定者数

1,330 人

「就職決定」とは、対象者自身の責任において明確に進路決定することを指し、現職継続、進学、職業訓練受講開始等の意思決定を含む。

(13) 成果物

ア 受託者は、業務報告書として紙媒体及び電子媒体を各1部、県に提出すること。

また、業務報告書は、別途契約書で定める業務完了報告書と併せて提出すること。

イ 事業の効果を高めるため、利用者等の情報収集及び分析を実施し、定期的に事業の評価及び検証を行い、その結果を業務報告書に記載すること。

ウ その他、業務報告書の内容については県と協議の上、決定すること。

※ 電子媒体は、原則、Portable Document Format®形式とすること。

なお、県は、受託者と協議した上で、Portable Document Format®形式以外での提出を求めることができる。

(14) その他

本業務の実施に際して、仕様書に記載のない事項については、県と協議し、双方共通の認識のもとで実施すること。

また、本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定すること。